

## (別表4)

## 各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表1に掲げるベースフード株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(1)令和5年10月5日 午前9時13分41秒～ 午前9時35分22秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100 ※1	723	3,687,300	5,100	704	3,590,400	
		900	728	655,200	900	715	643,500	
合計		6,000		4,342,500	6,000		4,233,900	108,600
(2)令和5年10月5日 午前10時00分35秒～ 午前10時13分54秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100	712	3,631,200	5,100	709	3,615,900	
		5,100 ※2	715	3,646,500	5,100	711	3,626,100	
		5,000	716	3,580,000	5,000	712	3,560,000	
合計		15,200		10,857,700	15,200		10,802,000	55,700
(3)令和5年10月5日 午前10時21分02秒～ 午後2時56分49秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	3,700 ※3	714	2,641,800	3,700	711	2,630,700	
		5,000	718	3,590,000	300	715	214,500	
		5,100	721	3,677,100	5,000	716	3,580,000	
		5,000	727	3,635,000	4,800	718	3,446,400	
		4,800	728	3,494,400	5,500	723	3,976,500	
					4,300	725	3,117,500	
合計		23,600		17,038,300	23,600		16,965,600	72,700
(4)令和5年10月6日 午後1時09分43秒～ 午後1時19分10秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,000	701	3,505,000	5,000	696	3,480,000	
合計		5,000		3,505,000	5,000		3,480,000	25,000
(5)令和5年10月10日 午後0時53分44秒～ 午後1時01分12秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	4,700	767	3,604,900	4,700	762	3,581,400	
合計		4,700		3,604,900	4,700		3,581,400	23,500
(6)令和5年10月10日 午後1時03分33秒～ 午後1時25分20秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	4,700	765	3,595,500	4,700	761	3,576,700	
合計		4,700		3,595,500	4,700		3,576,700	18,800
(7)令和5年10月10日 午後1時30分26秒～ 午後2時09分30秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	4,800	767	3,681,600	4,800	761	3,652,800	
合計		4,800		3,681,600	4,800		3,652,800	28,800
(8)令和5年10月11日 午前9時04分12秒～ 午前10時40分55秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	4,900 ※4	796	3,900,400	4,900	784	3,841,600	
合計		4,900		3,900,400	4,900		3,841,600	58,800
(9)令和5年10月12日 午前9時10分55秒～ 午前9時16分27秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	400 ※5	747	298,800	5,000	750	3,750,000	
		4,600	757	3,482,200				
合計		5,000		3,781,000	5,000		3,750,000	31,000

(別表4)

## 各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表1に掲げるベースフード株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(10)令和5年10月12日 午前9時18分35秒 ～ 令和5年10月16日 午前9時00分29秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100	757	3,860,700	5,100	764	3,896,400	
		5,100	772	3,937,200	5,100	766	3,906,600	
		5,100	774	3,947,400	5,100	769	3,921,900	
		5,100	775	3,952,500	5,100	771	3,932,100	
		10,200	777	7,925,400	5,100	772	3,937,200	
		5,100	794	4,049,400	5,100	775	3,952,500	
					5,100	791	4,034,100	
小計	35,700		27,672,600	35,700		27,580,800	91,800	
	売買対当数量を超える 数量に係る課徴金の 額の計算	5,100	795	4,054,500	5,100	411 ※6	2,096,100	
小計	5,100		4,054,500	5,100		2,096,100	1,958,400	
合計		40,800		31,727,100	40,800		29,676,900	2,050,200
(11)令和5年10月31日 午前9時53分42秒～ 午前9時58分24秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※7	521	3,647,000	7,000	516	3,612,000	
合計		7,000		3,647,000	7,000		3,612,000	35,000
(12)令和5年10月31日 午後0時31分49秒～ 午後0時40分39秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※8	511	3,577,000	7,000	506	3,542,000	
合計		7,000		3,577,000	7,000		3,542,000	35,000
(13)令和5年10月31日 午後0時53分40秒～ 午後1時26分15秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※9	514	3,598,000	7,000	511	3,577,000	
合計		7,000		3,598,000	7,000		3,577,000	21,000
(14)令和5年10月31日 午後1時46分44秒～ 午後2時00分47秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※10	514	3,598,000	7,000	510	3,570,000	
合計		7,000		3,598,000	7,000		3,570,000	28,000
(15)令和5年11月1日 午後1時43分33秒～ 午後1時59分56秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※11	481	3,367,000	7,000	478	3,346,000	
合計		7,000		3,367,000	7,000		3,346,000	21,000
(16)令和5年11月2日 午前10時34分58秒 ～ 令和5年11月17日 午前10時50分20秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※12	480	3,360,000	7,000	472	3,304,000	
		110,000	480	52,800,000	1,900	475	902,500	
		21,000	488	10,248,000	25,500	476	12,138,000	
		7,000	489	3,423,000	15,200	477	7,250,400	
		7,000	502	3,514,000	20,600	478	9,846,800	
		7,000	504	3,528,000	26,800	479	12,837,200	
		7,000	507	3,549,000	20,000	480	9,600,000	
		7,000	508	3,556,000	14,000	483	6,762,000	
		7,000	509	3,563,000	6,500	485	3,152,500	
		7,000	513	3,591,000	7,100	487	3,457,700	
		7,000	519	3,633,000	400	489	195,600	
					7,000	499	3,493,000	
					7,000	502	3,514,000	
					7,000	503	3,521,000	
					7,000	504	3,528,000	
					7,000	507	3,549,000	
					7,000	511	3,577,000	
			7,000	517	3,619,000			
合計		194,000		94,765,000	194,000		94,247,700	517,300

## 各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表1に掲げるベースフード株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(17)令和5年11月22日 午後1時42分30秒～ 午後2時19分19秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※13	548	3,288,000	6,000	544	3,264,000	
合計		6,000		3,288,000	6,000		3,264,000	24,000
(18)令和5年11月24日 午前10時14分14秒～ 午前10時24分22秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※14	575.9	4,031,300	7,000	570	3,990,000	
合計		7,000		4,031,300	7,000		3,990,000	41,300
(19)令和5年11月24日 午前10時34分56秒 ～ 令和5年11月27日 午前10時06分12秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※15	582	4,074,000	7,000	574	4,018,000	
合計		7,000		4,074,000	7,000		4,018,000	56,000

- ※1 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(723円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※2 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(715円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※3 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(714円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※4 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(796円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※5 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(747円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※6 違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(411円)
- ※7 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(521円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※8 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(511円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※9 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(514円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※10 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(514円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※11 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(481円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※12 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(480円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※13 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(548円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※14 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(575.9円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※15 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(582円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量

## (別表4)

## 各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表2に掲げるGunosy株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(1)令和5年10月10日 午前9時05分46秒～ 午後0時32分23秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100 ※1	698	3,559,800	5,100	687	3,503,700	
合計		5,100		3,559,800	5,100		3,503,700	56,100
(2)令和5年10月11日 午前9時27分45秒～ 午前10時07分42秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100 ※2	699	3,564,900	5,100	689	3,513,900	
合計		5,100		3,564,900	5,100		3,513,900	51,000
(3)令和5年10月11日 午前10時24分36秒～ 午後1時41分56秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,100	690	3,519,000	5,100	687	3,503,700	
合計		5,100		3,519,000	5,100		3,503,700	15,300
(4)令和5年10月11日 午後2時14分58秒～ 午後2時25分35秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,500 ※3	684	3,762,000	5,500	677	3,723,500	
合計		5,500		3,762,000	5,500		3,723,500	38,500
(5)令和5年10月16日 午前10時53分20秒～ 午前11時07分39秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,500 ※4	697.6	4,534,400	6,500	692	4,498,000	
合計		6,500		4,534,400	6,500		4,498,000	36,400
(6)令和5年10月17日 午前9時03分08秒 ～ 令和5年10月24日 午前9時30分13秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,600 ※5	700.1	4,620,660	6,000	699	4,194,000	
		5,400	702	3,790,800	5,000	705	3,525,000	
		35,000	718	25,130,000	11,000	706	7,766,000	
		6,000	721	4,326,000	4,700	707	3,322,900	
		6,000	722	4,332,000	5,000	708	3,540,000	
		10,000	726	7,260,000	10,000	709	7,090,000	
		1,800	727	1,308,600	5,300	710	3,763,000	
		4,100	731	2,997,100	6,000	718	4,308,000	
		5,500	734	4,037,000	6,000	719	4,314,000	
		5,000	739	3,695,000	400	722	288,800	
		36,700	760	27,892,000	11,400	724	8,253,600	
					4,100	726	2,976,600	
					10,500	729	7,654,500	
					500	752	376,000	
					6,700	753	5,045,100	
					4,500	754	3,393,000	
					5,000	755	3,775,000	
			10,000	757	7,570,000			
			10,000	758	7,580,000			
小計		122,100		89,389,160	122,100		88,735,500	653,660
売買対当数量を超える 数量に係る課徴金の 額の計算		600	702	421,200	6,600	666 ※6	4,395,600	
		6,000	710	4,260,000				
小計		6,600		4,681,200	6,600		4,395,600	285,600
合計		128,700		94,070,360	128,700		93,131,100	939,260

## (別表4)

## 各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表2に掲げるGunosy株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(7)令和5年10月24日 午前11時18分52秒 ～ 令和5年10月26日 午前9時22分17秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000	690	4,830,000	6,000	677	4,062,000	
		6,000	694	4,164,000	7,000	686	4,802,000	
		6,000	695	4,170,000	6,000	690	4,140,000	
		7,000 ※7	696	4,872,000	7,000	691	4,837,000	
		6,000	707	4,242,000	200	702	140,400	
		6,000	711	4,266,000	6,000	703	4,218,000	
		6,000	714	4,284,000	6,000	705	4,230,000	
200	719	143,800	6,000	709	4,254,000			
合計		44,200		30,971,800	44,200		30,683,400	288,400
(8)令和5年10月26日 午前9時38分27秒～ 午前9時43分16秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※8	689	4,823,000	7,000	685	4,795,000	
合計		7,000		4,823,000	7,000		4,795,000	28,000
(9)令和5年10月26日 午前10時19分03秒～ 午前10時27分14秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※9	688	4,816,000	7,000	684	4,788,000	
合計		7,000		4,816,000	7,000		4,788,000	28,000
(10)令和5年10月26日 午前10時43分40秒～ 午前11時11分57秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※10	694	4,858,000	7,000	690	4,830,000	
合計		7,000		4,858,000	7,000		4,830,000	28,000
(11)令和5年10月27日 午前10時12分09秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※11	705.9	4,941,300	7,000	703	4,921,000	
		6,000	710	4,260,000	6,000	709	4,254,000	
		6,000	712	4,272,000	900	710	639,000	
					5,100	711	3,626,100	
合計		19,000		13,473,300	19,000		13,440,100	33,200
(12)令和5年10月30日 午前9時46分06秒～ 午前9時50分46秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※12	724.1	5,068,700	7,000	720	5,040,000	
合計		7,000		5,068,700	7,000		5,040,000	28,700
(13)令和5年10月30日 午前10時00分58秒～ 午前10時06分20秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※13	728	5,096,000	7,000	723	5,061,000	
合計		7,000		5,096,000	7,000		5,061,000	35,000
(14)令和5年10月30日 午前10時38分48秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※14	723	5,061,000	7,000	718	5,026,000	
合計		7,000		5,061,000	7,000		5,026,000	35,000
(15)令和5年10月31日 午前9時38分12秒～ 午前9時46分57秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※15	717	5,019,000	5,000	709	3,545,000	
					2,000	711	1,422,000	
合計		7,000		5,019,000	7,000		4,967,000	52,000
(16)令和5年10月31日 午後1時11分47秒～ 午後1時17分52秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※16	707.8	4,954,600	7,000	702	4,914,000	
合計		7,000		4,954,600	7,000		4,914,000	40,600

## (別表4)

## 各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表2に掲げるGunosy株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イ-ロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(17)令和5年11月1日 午前9時49分57秒～ 午後1時33分05秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※17	713	4,991,000	7,000	707	4,949,000	
合計		7,000		4,991,000	7,000		4,949,000	42,000
(18)令和5年11月8日 午後2時17分24秒～ 午後2時24分07秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※18	700.9	4,205,400	6,000	694	4,164,000	
合計		6,000		4,205,400	6,000		4,164,000	41,400
(19)令和5年11月9日 午前10時11分32秒 ～ 令和5年11月10日 午前9時05分23秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※19	699	4,194,000	4,700	692	3,252,400	
		7,000	699	4,893,000	6,000	693	4,158,000	
		7,000	701	4,907,000	7,000	696	4,872,000	
					2,300	701	1,612,300	
合計		20,000		13,994,000	20,000		13,894,700	99,300
(20)令和5年11月10日 午後2時34分38秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※20	694.1	4,164,600	6,000	692	4,152,000	
合計		6,000		4,164,600	6,000		4,152,000	12,600
(21)令和5年11月15日 午後2時13分34秒～ 午後2時23分49秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※21	690	4,140,000	6,000	686	4,116,000	
合計		6,000		4,140,000	6,000		4,116,000	24,000
(22)令和5年11月16日 午後0時31分17秒～ 午後0時39分22秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※22	684	4,104,000	6,000	678	4,068,000	
合計		6,000		4,104,000	6,000		4,068,000	36,000
(23)令和5年11月16日 午後1時23分19秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	6,000 ※23	683	4,098,000	6,000	681	4,086,000	
合計		6,000		4,098,000	6,000		4,086,000	12,000
(24)令和5年11月17日 午前10時37分45秒～ 午前10時44分49秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※24	681	4,767,000	7,000	677	4,739,000	
合計		7,000		4,767,000	7,000		4,739,000	28,000
(25)令和5年11月17日 午後2時11分43秒～ 午後2時15分10秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※25	680.2	4,761,400	7,000	677	4,739,000	
合計		7,000		4,761,400	7,000		4,739,000	22,400
(26)令和5年11月20日 午前9時38分00秒 ～ 令和5年11月27日 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000	690	4,830,000	14,000	687	9,618,000	
		7,000 ※26	691	4,837,000	7,000	703	4,921,000	
		7,000	708	4,956,000				
合計		21,000		14,623,000	21,000		14,539,000	84,000
(27)令和5年11月28日 午前9時53分16秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※27	694	4,858,000	7,000	682	4,774,000	
		7,000	685	4,795,000	7,000	689	4,823,000	
合計		14,000		9,653,000	14,000		9,597,000	56,000
(28)令和5年11月29日 午前9時14分35秒 ～ 令和5年12月1日 午後2時21分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※28	690	4,830,000	7,000	683	4,781,000	
		14,000	690	9,660,000	7,000	684	4,788,000	
		7,000	694	4,858,000	7,000	685	4,795,000	
					7,000	690	4,830,000	
合計		28,000		19,348,000	28,000		19,194,000	154,000
(29)令和5年12月4日 午前9時49分25秒 ～ 令和5年12月5日 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※29	707	4,949,000	7,000	704	4,928,000	
		10,000	711	7,110,000	10,000	708	7,080,000	
合計		17,000		12,059,000	17,000		12,008,000	51,000



## (別表4)

## 各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表3に掲げる日本ギア工業株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(1)令和5年12月5日 午後0時40分13秒～ 午後3時00分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	5,000 ※1	552	2,760,000	5,000	543	2,715,000	
合計		5,000		2,760,000	5,000		2,715,000	45,000
(2)令和5年12月12日 午前9時13分33秒～ 午前9時15分07秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	3,300 ※2	575.8	1,900,140	3,300	571	1,884,300	
合計		3,300		1,900,140	3,300		1,884,300	15,840
(3)令和5年12月12日 午前9時33分55秒～ 午前9時36分09秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※3	579	4,053,000	7,000	573	4,011,000	
合計		7,000		4,053,000	7,000		4,011,000	42,000
(4)令和5年12月12日 午前10時07分10秒～ 午前10時10分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※4	584.8	4,093,600	7,000	576	4,032,000	
合計		7,000		4,093,600	7,000		4,032,000	61,600
(5)令和5年12月12日 午前10時37分55秒～ 午前10時48分29秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※5	586	4,102,000	7,000	583	4,081,000	
合計		7,000		4,102,000	7,000		4,081,000	21,000
(6)令和5年12月12日 午前11時17分36秒～ 午前11時22分49秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※6	580.1	4,060,700	6,300	574	3,616,200	
合計		7,000		4,060,700	7,000	576	403,200	41,300
(7)令和5年12月12日 午後2時09分51秒～ 午後2時14分40秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※7	574	4,018,000	7,000	572	4,004,000	
合計		7,000		4,018,000	7,000		4,004,000	14,000
(8)令和5年12月12日 午後2時46分26秒～ 午後2時51分00秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※8	582	4,074,000	7,000	580	4,060,000	
合計		7,000		4,074,000	7,000		4,060,000	14,000
(9)令和5年12月13日 午前9時16分33秒～ 午前9時43分57秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※9	585	4,095,000	7,000	574	4,018,000	
合計		7,000		4,095,000	7,000		4,018,000	77,000
(10)令和5年12月13日 午前9時57分02秒～ 午前10時18分51秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※10	586	4,102,000	6,900	579	3,995,100	
合計		7,000		4,102,000	7,000	580	58,000	48,900
(11)令和5年12月13日 午前10時35分02秒～ 午前10時54分06秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※11	586	4,102,000	7,000	577	4,039,000	
合計		7,000		4,102,000	7,000		4,039,000	63,000
(12)令和5年12月13日 午後1時39分55秒～ 午後1時53分21秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※12	565	3,955,000	7,000	561	3,927,000	
合計		7,000		3,955,000	7,000		3,927,000	28,000

## 各違反行為期間における売付け等の価額及び買付け等の価額等

・別表3に掲げる日本ギア工業株式に係る取引

(単位:円、株)

違反行為期間		売付け等の価額及び買付け等の価額等						イーロ
		売付け等価額…イ			買付け等価額…ロ			
		株数	価格	価額	株数	価格	価額	
(13)令和5年12月13日 午後2時15分50秒 ～ 令和5年12月14日 午前8時52分08秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	200 ※13	571.5	114,300	200	572	114,400	
	小計	200		114,300	200		114,400	-100
	売買対当数量を超える 数量に係る課徴金の 額の計算	6,800 ※13	571.5	3,886,200	6,800	511 ※14	3,474,800	
	小計	6,800		3,886,200	6,800		3,474,800	411,400
合計		7,000		4,000,500	7,000		3,589,200	411,300
(14)令和5年12月14日 午後1時54分24秒～ 午後2時00分08秒	売買対当数量に係る 課徴金の額の計算	7,000 ※15	545.7	3,819,900	7,000	540	3,780,000	
合計		7,000		3,819,900	7,000		3,780,000	39,900

- ※1 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(552円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※2 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(575.8円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※3 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(579円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※4 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(584.8円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※5 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(586円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※6 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(580.1円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※7 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(574円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※8 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(582円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※9 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(585円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※10 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(586円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※11 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(586円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※12 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(565円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※13 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(571.5円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量
- ※14 違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(511円)
- ※15 金融商品取引法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(545.7円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量